

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

令和4年6月14日

静岡県知事 川勝平太

1 通知の要旨

令和4年6月14日静岡県告示第456号（保安林の指定施業要件を変更する件）

2 所在が不明な者等

所在が不明な者	指定施業要件変更保安林の所在場所	掲示場
磯部定吉	静岡市清水区蒲原中字当目714の4	静岡市役所
磯部安吉	静岡市清水区蒲原中字蛇体頭1274、1276の2	静岡市役所
朝原米吉	静岡市清水区蒲原中字蛇体頭1277の2	静岡市役所
小林亀太郎	静岡市清水区蒲原中字蛇体頭1278の2、1312の3	静岡市役所